総社市会計年度任用職員の初任給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第12号

総社市会計年度任用職員の初任給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

総社市会計年度任用職員の初任給等の基準に関する規則(令和2年総社市規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」とい う。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第2(第5条関係) 会計年度任用職員初任給基準表 略 備考 1~3 略 4 一般行政事務(専門事務),資格専門業務については、任期の初日前3年以内(前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者にあっては、同種の職務に引き続いて在職した会計年度任用職員としての最初の任期の初日前3年以内)に実務経験(当該フルタイム会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であって、経験年数以外のものをいう。)を有するものについては、1年につき4号級を加算することができる。	職務に在職した年数であって,経験年数以外のものをいう。)を有するものについては,1年につき4号級を加算することができる。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。